

Ⅳ 語学能力証明書

派遣交換留学の学内選考の出願には、必ず留学先大学使用言語（留学先で履修予定の授業で使用される言語）の能力を証明する書類が必要です。原則として、1つの言語につき1種類の証明書を提出してください。複数の証明書を提出したい場合には、1種類につき1枚のみ提出できます（例えば、TOEFL iBTの結果を複数提出することは認めません）。次の表を参照し、早めに語学試験受験等の計画を立ててください。なお、志望理由や留学先での学習・研究計画等を書いていない言語や志望する大学で授業が開講されていない言語は、留学先大学使用言語とは認めず、証明書は受け付けませんので注意してください。

スコアレポートが手元に届いていない場合のみ、オンラインにて閲覧できるスコアのプリントアウトのアップロードを可とします。

英語で授業を履修する場合	<p>TOEFL iBT、IELTS</p> <ul style="list-style-type: none"> ● TOEFL iBT・IELTSいずれの場合も受験後2年以内であること。 〈例〉2021年度第1期募集に出願する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験日が2018年10月7日以降の場合は有効 ・ 受験日が2018年10月6日以前の場合は無効 ● TOEFL iBTはTest Taker Score Report（受験者用控えスコア票）、IELTSはTest Report Formをアップロードすること。 ● 証明書はテスト1種類につき1枚のみ提出を可とする。 ● 英語が母語の塾生に限り、TOEFL iBTあるいはIELTSに代わり、以下の書類の提出を可とする。ただし、以下の証明書を提出する場合であってもすべての出願登録を学内出願締切日までにを行うことに留意すること。また学内選考通過後、留学予定大学に願書を提出する際に、TOEFL iBTあるいはIELTSの提出を求められた場合は、その指示どおりに提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 英語を第一言語とし、かつ授業が英語で行われた国（アイルランド、英国、オーストラリア、カナダ（ケベック州以外）、ニュージーランド、もしくは米国等。英語が複数の公用語のうちの一つである国や、公用語が英語でない国で授業が英語だった場合は含まれない）で、中学校から高等学校にわたっての在籍年数が通算5年以上であることを証明する書類（5年間以上の成績が把握できる在籍した教育機関からの公式な英文成績証明書等） ▶ 国際バカロレア（IB） 第一科目群 英語（1言語と文学 言語A:文学、言語A:言語と文学、文学と演劇）の最終試験の成績証明書 ▶ SAT (Scholastic Assessment Test) critical reading (IBverbal) scoreの証明書 ▶ ACT (American College Test)の証明書
韓国語で授業を履修する場合	韓国語能力試験（TOPIK）、[ハングル]能力検定試験、韓国語能力評価試験（KLAT）、語学担当教員作成の語学能力証明書
インドネシア語で授業を履修する場合	インドネシア語技能検定試験、語学担当教員作成の語学能力証明書
中国語で授業を履修する場合	HSK中国語検定、中国語検定試験、華語文能力測検（台湾の協定校を志望する場合のみ）、語学担当教員作成の語学能力証明書

フランス語で 授業を履修する場合	<p>DELTA/DALF、実用フランス語技能検定試験、TCF</p> <p>●ただし、語学能力試験を受験したが結果が未着の場合に限り、以下の2つの書類をもって出願可能。</p> <p>①受験票</p> <p>②語学担当教員作成の語学能力証明書</p> <p>この場合、二次選考(面接試験)時に、語学能力試験結果のコピーを一部提出すること。</p>
ドイツ語で 授業を履修する場合	<p>ゲーテ・インスティトゥート検定試験の証明書、ゲーテ・インスティトゥート検定試験の講座受講証明書、TestDaf、ドイツ語技能検定試験、オーストリア政府公認ドイツ語能力検定試験、語学担当教員作成の語学能力証明書</p>
スペイン語で 授業を履修する場合	<p>DELE、スペイン語技能検定、語学担当教員作成の語学能力証明書</p>
イタリア語で 授業を履修する場合	<p>CILS、実用イタリア語検定試験、語学担当教員作成の語学能力証明書</p>
ロシア語で 授業を履修する場合	<p>ロシア語検定試験、ロシア語能力検定試験、語学担当教員作成の語学能力証明書</p>
その他言語で 授業を履修する場合	<p>各種公的な語学能力試験、語学担当教員作成の語学能力証明書</p>

▶▶ 語学担当教員作成の語学能力証明書

聴解力・読解力・作文力・会話力について具体的な記述があり、大学での勉学・研究に十分な語学能力があるかどうかについての判定が含まれていること。慶應義塾大学の語学担当教員が、日本語で作成すること。やむを得ない場合は、英語で作成されたものでも可。**フランス語・ドイツ語・ギリシャ語・イタリア語・ロシア語・スペイン語は、国際センターのWebサイトに掲載されている所定の様式を使用すること。**それ以外の言語は様式自由。

※学内選考出願時には語学担当教員による語学能力証明書のみでも出願を受け付けますが、協定校への出願時には、通常、公的機関による語学能力証明書の提出が求められます。試験によっては年数回しか実施がないものもあるため、計画的に受験してください。

● 所定様式

http://www.ic.keio.ac.jp/keio_student/exchange/applications.html